

型式指定に係る不正事案の防止に向けた 国土交通省における自動車メーカーに対する 監査の強化等について

令和4年9月9日
国土交通省自動車局

1. 国土交通省の型式指定制度における自動車メーカーに対する監査の強化等の取組経緯

- 国土交通省では、平成28年に発覚した燃費不正を受けて「自動車の型式指定審査におけるメーカーの不正行為を防止するためのタスクフォース」を開催し、型式指定の審査時に立会試験を増やす等の強化策(別添1参照)を取りまとめるとともに、平成29年に道路運送車両法を改正(平成29年法律第40号)し、型式指定の取消条件の拡充、型式指定に係る報告徴収に対し虚偽の報告をした場合の罰則の強化を行った。
- また、平成29年に発覚した完成検査不正を受けて「適切な完成検査を確保するためのタスクフォース」を開催し、国土交通省が型式指定を取得した自動車メーカー等に対して行う監査を原則無通告にする等の強化策(別添2参照)を取りまとめるとともに、令和元年に道路運送車両法を改正(令和元年法律第14号)し、自動車メーカーに対する是正命令の導入を行った。
- 今回の日野自動車の不正事案において、過去の法律改正で拡充された規定を適用して、型式指定の取消や是正命令の発出等を行ったところである。

2. 日野自動車の不正事案を踏まえた自動車メーカーに対する監査の強化等

- 日野自動車による不正行為が長期間、多くの申請において行われたことは、型式指定制度の根幹を揺るがす事態であり、それを発見できなかった監査や審査の手法にも強化が求められる。

(不正行為とその背景)

不正行為	不正をさせてしまった背景
<p>(排出ガスの長距離耐久試験に係る違反行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 型式指定の申請の際に、試験データの書き換えや作出をしたほか、試験中に部品を交換したにもかかわらず必要な手続きを経ず試験を継続した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同試験は、型式指定申請以前に行われるものであることから、審査官の立ち会いを行っておらず、自動車メーカーとの信頼関係を前提としてメーカーから試験結果の提出を受けて審査していた。

<ul style="list-style-type: none"> ● 試験中に、エンジン等の制御プログラムの設定を量産時とは異なる設定にしたり、型式指定後に、環境性能に影響があるプログラムの変更を国土交通省に申請なく行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車メーカーとの信頼関係を前提として、試験エンジン制御プログラムが量産時と同じであることの確認は行っていなかった。
<p>(燃費性能試験に係る違反行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 燃料流量校正値を変更して、良い測定結果が出るように偽った。 ● モータリングからアイドル移行後に燃料流量が安定しない段階で燃費測定を開始し、良い測定結果が出るように偽った。 ● 審査官が立ち会わない燃費性能試験の際に、国に提出するための社内試験において、都合の良い測定結果のピックアップを行い、試験結果を偽装した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同試験において試験官が立ち会う際には、燃料流量計の校正証明書は確認していたが、同証明書に記載されている設定値が変更されていないことの確認はしていない。 ● 審査官は、このような手口があることに対する認識がなかった。 ● 燃費の設定は、馬力違い等で非常に多くあるため、全ての燃費試験に審査官の立ち会いを行っておらず、自動車メーカーとの信頼関係を前提としていた。

- このような不正行為が、日野自動車だけでなく他の自動車メーカーにおいても二度と行われないようにするため、1. の取組に加え、国土交通省自動車局及び審査機関((独)自動車技術総合機構自動車認証・審査部)は、以下の監査・審査の強化等を行う。なお、監査・審査の手法については、経験・知見を蓄積しながら、不断の見直しを行う。

(1) 排出ガスの長距離耐久試験に係る監査等の強化

① 監査時の確認項目の強化

- 1) 国土交通省による監査時に、測定記録や試験条件に係る記録を詳細に確認する。
- 2) 監査における指摘事項のフォローアップを確実にを行う。
- 3) 長距離耐久試験の実施状況が適切に管理・監督されているか確認する。

② 型式指定審査の強化

- 1) 長距離耐久試験に関し、次の試験データを提出させることで、審査機関において測定回数や測定条件を確認するとともに、申請者の社内のチェック機能を働かせる。

- 試験条件別走行キロ数
- 排出ガスの測定時期と測定回数
- 部品交換の内容

③ 長距離耐久試験の見直しの検討(中長期的対策)

- 1) 長距離耐久試験に係る要件の国際調和の検討
- 2) 固定劣化補正值の導入等の長距離耐久試験の効率化の検討
- 3) 大型ディーゼル車の使用過程車のサーベイランス導入の検討

(2) 燃費性能試験に係る監査等の強化

① 監査時の確認項目の強化

- 1) 燃費に係る生産時抜取試験結果の確認

令和7年から燃費に係る生産時抜取試験の実施が義務化されるため、監査においてその実施状況及び試験データを確認するほか、必要に応じ試験に立ち会う。

- 2) 監査における指摘事項のフォローアップを確実に行う。

② 審査機関による試験立会い時に、以下を確認する。また、下記その他、試験結果を左右する設定や操作を調査し確認項目として追加する。

- 1) 燃料流量計の設定値が校正証明書と同じであること
- 2) 燃料流量が十分に安定してから測定していること
- 3) アイドリング条件での試験が他の条件と一連で行われていること

(3) 虚偽報告の再発防止策の強化

① 不正の有無等の報告を徴収する際に、社内調査は第三者性を担保の上実施するよう指導するとともに、社内調査の実施体制及び調査方法を含めて報告を求め確認する。

② 報告徴収を受けて、抜き打ち監査を行い、報告の妥当性を検証する。

③ 型式指定に係る報告徴収に対し、虚偽の報告を行った場合の罰則が、平成29年の法律改正により強化(同年6月15日施行)されていることを再徹底する。

(従来) 30万円以下の罰金(違反者・法人)

(改正後) ・1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科(違反者)
・2億円以下の罰金(法人)

(4) 開発・型式指定申請プロセスに係る監査(プロセス監査¹)等を通じた指導の強化

- ① 自動車メーカーに対して、日野自動車の一連の不正事案を踏まえて、同社に対して行った是正命令に関わるような社内の問題点について、指導文書やプロセス監査等を通じて確認・指導していく。
- ② 監査における指摘事項のフォローアップを確実に行う。

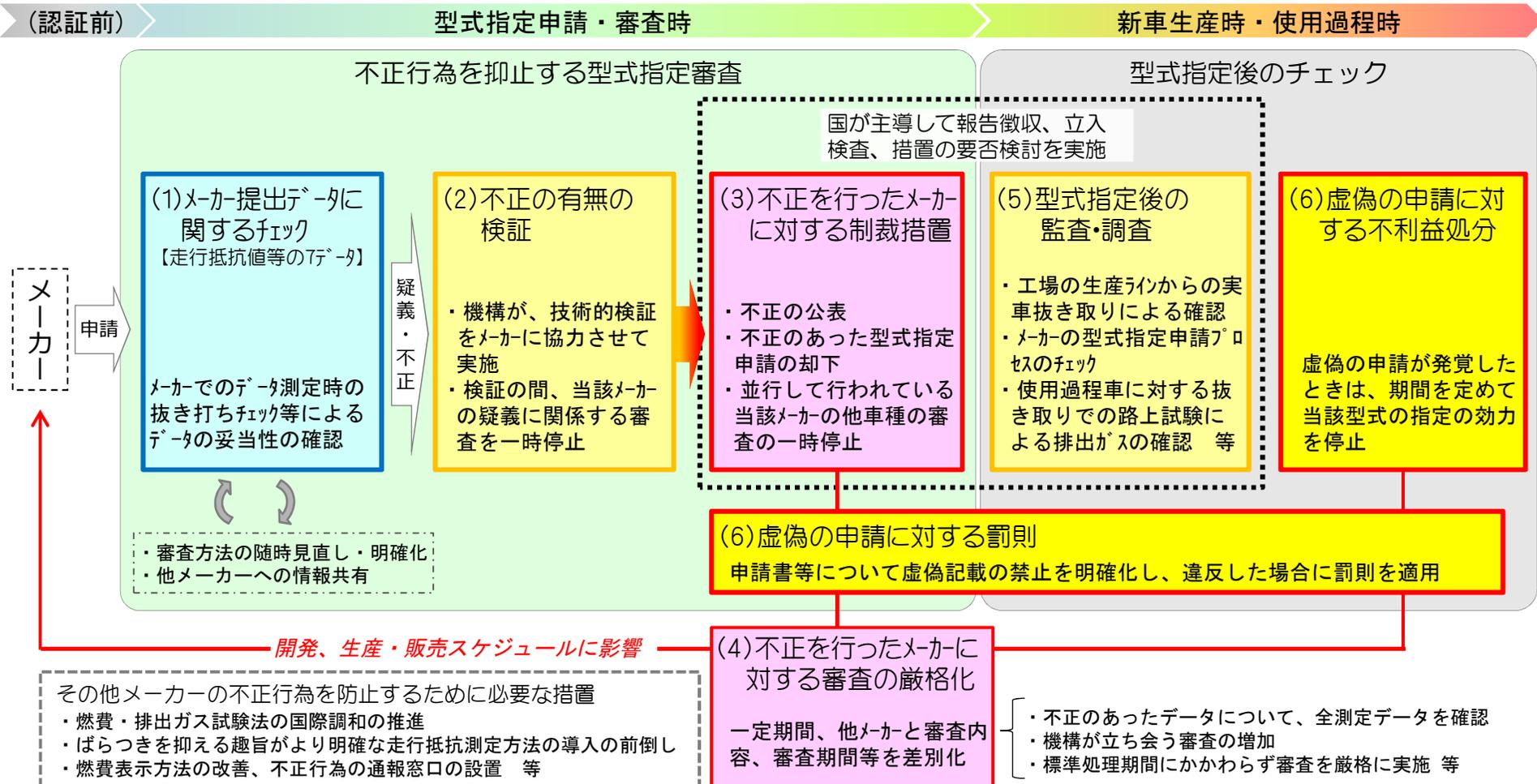
なお、(1)～(4)の他、国連において行われている、国毎に異なっている自動車の安全・環境基準を国際的に調和する活動に対し、我が国が率先して議論をリードするなど、一層の貢献を果たす。この取組は、自動車の国際的な流通の円滑化によりユーザーに裨益するのみならず、自動車メーカーの仕向け地別の開発工数の削減にも寄与する。

以上

¹ 自動車メーカー各社において、車両の開発プロセスや型式指定申請プロセスでの社内試験が適切に行われ、コンプライアンスに関する体制・制度が有効に機能しているかについて、確認する監査。

自動車の型式指定審査におけるメーカーの不正行為を防止するための タスクフォース 最終とりまとめ(平成28年9月16日)概要

- 型式指定審査の一環として、メーカーが提出するデータの測定時に、機構が抜き打ちでの立ち会い等によるチェックを実施し、問題がある場合には、機構が不正の有無について技術的検証を実施する。
- 不正行為が発覚したときは、当該申請の却下、法令上の不利益処分、罰則の適用等の厳しい制裁措置をとるとともに、不正を行ったメーカーに対し、一定期間機構が立ち会う審査を増やす等、以後の型式指定審査を厳格化する。
- 国が行う型式指定に係る監査において、型式指定後も不正の有無や法令遵守に関する体制・制度が機能しているか等を確認する。
- 本最終とりまとめを受けて実施される対策の実施効果等を検証しつつ、更なる不正行為の抑止対策として、型式指定に関する罰金額の見直しや課徴金制度の導入等について検討する。



対策の概要

完成検査の確実な実施のための見直し

① 完成検査の実施に関するルールの規範性向上【国・メーカー】:

- ・国は、これまで通達や監査での指導によって補完していた「完成検査の方法」及び「教育訓練等の人の要件」に関するルールの枠組みを法令化し、規範としての位置づけを明確化。完成検査の実施の具体的なルールは、各メーカーで異なる品質管理の実態に合わせて、各メーカー自らが定める
- ・国は、メーカーが自ら定めた具体的なルールに基づき完成検査や教育訓練等を実施すべきこと、その結果を記録・保存すべきことを法令化し、完成検査の実施についてメーカーが負うべき責任を明確化
- ・メーカーは、自らが定めた具体的なルールに基づき、完成検査を確実に実施

② 経営層等による取組の実施【メーカー】:

- ・完成検査業務の適切な実施の徹底を図るための管理体制の点検、その機能状況の把握をはじめ、自動車関連法規等の遵守及びコンプライアンスの徹底を含む内部統制の構築を行う

③ 技術進展等に対応した完成検査の改善・合理化の促進【メーカー・国】:

- ・メーカーは、検査の自動化や工程内検査の活用を含め、自動車技術の進展や品質管理の実態に対応した適切な完成検査の方法を採用
- ・国は、新たな検査方法を事前チェックを経て認めることを明確化し、検査方法の合理化等を促進

効果的なチェックのための見直し

④ チェック手法の強化【国】:

- ・ 無通告監査の活用
- ・ 通報窓口の開設・改善

⑤ 経営層等による取組状況に対する確認強化【国】:

- ・完成検査業務の適切な実施の徹底を図るための管理体制の点検、その機能状況の把握をはじめ、自動車関連法規等の遵守及びコンプライアンスの徹底を含む内部統制の構築状況について経営層や管理者層より聴取

不正の防止のための見直し

⑥ 不正やそのおそれがある場合の機動的な是正措置の拡充【国】:

- ・型式指定の効力停止要件の拡大
- ・勧告制度の創設（業務の是正、完成検査の一時停止等）

⑦ 自動車メーカーに対する抑止力の強化【国】:

- ・罰則対象の拡大
- ・重点的な監視